

# 第163回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成30年6月28日（木曜日）  
午前10時

開催場所

大阪市北区大淀中一丁目1番20号  
ウェスティンホテル大阪 4階  
花梨の間

■目次

第163回定時株主総会招集ご通知	1
〈添付書類〉	
事業報告	3
連結計算書類	23
計算書類	26
監査報告書	29
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役7名選任の件	33
第2号議案 監査役1名選任の件	40

証券コード 4046  
平成30年6月8日

株 主 各 位

大阪市西区阿波座一丁目12番18号

**株式会社 大阪ソーダ**

代表取締役 寺 田 健 志  
社長執行役員

## 第163回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第163回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
  2. 場所 大阪市北区大淀中一丁目1番20号 ウェスティンホテル大阪 4階 花梨の間
  3. 目的事項
    - 報告事項 1. 第163期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第163期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役7名選任の件
  - 第2号議案 監査役1名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案についての賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 当日、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.osaka-soda.co.jp/>) に掲載しておりますので、添付書類には掲載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際して監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.osaka-soda.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景とする国内外の底堅い需要の下支えにより、緩やかな景気回復基調が続いているものの、海外情勢は、米政権の政策運営や地政学的リスクなど引き続き不透明な状況で推移しました。

このような環境のもと、当社グループは、基礎化学品では、効率的な生産体制の構築によりコスト競争力強化に努めるとともに、原燃料価格の変動に対応した価格是正に取り組んでまいりました。機能化学品では、合成ゴムおよび合成樹脂などの主力製品のシェア拡大に向け、海外を中心とした営業活動を推進する一方で、アクリルゴムなどの新製品の早期立ち上げに注力してまいりました。当社グループの第三の収益の柱と位置づけるヘルスケア関連事業につきましては、医薬品原薬・中間体事業では、特殊設備を活用した受託案件の獲得や輸入原薬事業の立ち上げに成功し、医薬品精製材料では、東欧、中国に加えインド市場での新規顧客開拓の推進、ならびに株式会社資生堂からのクロマトグラフィー事業譲受を機に医薬品精製材料事業の一貫生産体制を確立するとともに、アジアを中心とした販売網を拡充いたしました。住宅設備ほかでは、事業ポートフォリオの入れ替えを継続的に行い、収益力の強化に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、1,012億3千1百万円と前年同期比8.3%の増加となりました。利益面におきましては、営業利益は、73億1千8百万円と前年同期比11.1%の増加、経常利益も74億8千5百万円と前年同期比14.5%の増加、親会社株主に帰属する当期純利益も47億7千8百万円と前年同期比10.6%の増加となり、各利益とも6期連続で過去最高となりました。

部門別の概況は、以下のとおりであります。

### (基礎化学品)

クロール・アルカリは、石油化学、鉄鋼をはじめ各分野の需要が堅調に推移したことに加え、価格改定の実施により、売上高が増加しました。エピクロルヒドリンは、アジアでの需給環境の改善を受け海外市況が上昇し、販売数量が堅調に推移したため、売上高が増加しました。以上の結果、基礎化学品の売上高は445億1千3百万円と前年同期比6.5%の増加となりました。

### (機能化学品)

エピクロルヒドリンゴム関連は、国内でのハイブリッド車向け需要拡大、および新興国での環境規制対応による採用増加など自動車部品用途が堅調に推移したため、売上高が増加しました。また、アクリルゴムは国内外での採用が進んだため売上高が増加しました。ダップ樹脂は、国内および欧州での高感度UVインキ用途向け需要が伸長し、米国向け配管補修用樹脂用途も堅調に推移したため、売上高が増加しました。アリエーテル類は、中国でのシランカップリング剤用途向け輸出が堅調に推移したため、売上高が増加しました。医薬品原薬・中間体は、国内では、抗ウイルス薬、不眠症治療薬の中間体および薬用化粧品原料の拡販に加えて、糖尿病薬中間体などの新規案件が順調に推移しました。また、国内製薬メーカーとの長期研究受託契約の締結や海外向け強心剤の中間体販売、ジェネリック原薬の輸入販売などの開始により、売上高が増加しました。医薬品精製材料は、欧米の一部顧客での在庫調整の影響がありましたが、中国・インド市場でのバイオ医薬品向けの販売が伸長し、国内でも分析用途および原薬精製用途向けが堅調に推移しました。以上の結果、機能化学品の売上高は406億8千万円と前年同期比11.9%の増加となりました。

### (住宅設備ほか)

生活関連商品および内装建材の販売が好調に推移したため、売上高は160億3千8百万円と前年同期比4.2%の増加となりました。

## 部 門 別 売 上 高 (連 結)

部 門	前 期	当 期	対前期比増減
基 礎 化 学 品	41,783 <sup>百万円</sup>	44,513 <sup>百万円</sup>	6.5%
機 能 化 学 品	36,338	40,680	11.9
住 宅 設 備 ほ か	15,387	16,038	4.2
合 計	93,509	101,231	8.3

### 2. 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、新研究開発棟の建設、新規アリル樹脂製造設備の新設およびシリカゲル製造設備の増設など総額60億円の設備投資を実施いたしました。

### 3. 資金調達の状況

成長戦略に沿った設備投資への所要資金は、自己資金、平成26年度および当連結会計年度に発行いたしました新株予約権付社債により賄いました。

### 4. 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、国内は、雇用および所得環境の改善を背景に引き続き緩やかに回復していくことが見込まれます。また、海外では、中間選挙を控えた米国の通商政策に対する不透明感、英国のEU離脱問題によるユーロ圏経済への影響、地政学的リスクによる原燃料価格の変動などの懸念材料はあるものの、緩やかな回復基調が予想されます。

このような情勢のもと、当社グループは、新たな成長ステージに向けた事業構造改革を早期に実現し、利益重視の経営へのシフトを目指し、進行中の中期経営計画「NEXT FRONTIER-100」(2014～2018年度)を1年前倒しで終了し、新たに第6次中期経営計画「BRIGHT-2020」(2018～2020年度)を策定いたしました。本中計では「新成長エンジンの創出」「海外収益基盤の確立」「事業構造改革の完遂」を基本方針とし、グループビジョンである「スペシャリティケミカルで収益を上げる存在感のある会社」の実現に向け戦略を推進してまいります。

新成長エンジンの創出では、電解からAC・EPチェーンに至る主力事業で長年培ってきた当社グループが持つ高度な技術、知見を活かした新製品開発を充実させるとともに、EV・電池関連材料や次世代素材として注目されるカーボンナノチューブ等の開発、カラム・装置事業やコンパウンド事業をはじめとする新事業領域への展開を加速させてまいります。

海外収益基盤の確立では、海外シェアの高い機能化学品、医薬品関連事業等のグローバルニッチトップ製品において、グローバル戦略を加速いたします。本年1月に海外事業本部を新設しており、現地顧客向けのサービスの向上や製品別成長戦略をさらに推進してまいります。また、将来の成長に向けた海外生産拠点の設立や事業提携等にも積極的に取り組んでまいります。

事業構造改革の完遂では、製造部門において、IoT、AI技術の導入による全工場の生産性向上、物流改革等を推進し効率的生産販売体制を構築するとともに、かせいソーダ、エピクロルヒドリンおよび機能化学品の主力製品の製造能力増強により事業規模を拡大し、さらなるコスト競争力の強化を図ります。また、コーポレート部門に関しては、関係会社、海外現地法人の経営管理の強化、機動的な組織の構築等の業務改革を推進いたします。

また、当社グループは、環境・安全と製品の品質の確保には、レスポンシブル・ケア活動とISO活動を通じて万全を期すとともに、省資源・省エネルギー活動に積極的に取り組み、地球環境と調和した企業の発展を図ってまいります。

さらに、企業の社会的責任を重視し、日々の事業活動において法令遵守に積極的に取り組んでまいりますとともに内部統制システムを強化し、当社グループのコーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努め、社会に信頼される企業グループを目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 財産および損益の状況の推移

### (1) 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第160期 (平成26年4月～ 平成27年3月)	第161期 (平成27年4月～ 平成28年3月)	第162期 (平成28年4月～ 平成29年3月)	第163期(当期) (平成29年4月～ 平成30年3月)
売 上 高 (百万円)	101,365	102,125	93,509	101,231
経 常 利 益 (百万円)	5,747	6,439	6,536	7,485
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,450	3,606	4,320	4,778
1株当たり当期純利益 (円)	163.74	171.16	205.05	223.24
総 資 産 (百万円)	100,893	97,027	101,503	115,591
純 資 産 (百万円)	47,704	48,296	52,725	60,953

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

2. 平成29年10月1日付で普通株式の単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)および株式併合(5株を1株に併合)を実施しております。第160期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

### (2) 当社の財産および損益の状況

区 分	第160期 (平成26年4月～ 平成27年3月)	第161期 (平成27年4月～ 平成28年3月)	第162期 (平成28年4月～ 平成29年3月)	第163期(当期) (平成29年4月～ 平成30年3月)
売 上 高 (百万円)	67,846	69,286	60,950	66,117
経 常 利 益 (百万円)	4,940	5,648	5,734	6,568
当 期 純 利 益 (百万円)	2,992	3,113	3,789	4,240
1株当たり当期純利益 (円)	142.00	147.77	179.87	198.08
総 資 産 (百万円)	91,028	86,512	91,240	103,943
純 資 産 (百万円)	43,663	44,399	48,174	55,755

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

2. 平成29年10月1日付で普通株式の単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)および株式併合(5株を1株に併合)を実施しております。第160期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## 6. 重要な子会社の状況（平成30年3月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ダイソーケミカル株式会社	90百万円	100%	化学製品の販売
ダイソーエンジニアリング株式会社	80百万円	100%	電極の製造・販売、 化学設備の設計・施工
サンヨーファイン株式会社	50百万円	100%	医薬品原薬・中間体の製造・販売
株式会社ジェイ・エム・アール	30百万円	100% (100%)	資源リサイクル
D S ロジスティクス株式会社	20百万円	100%	化学製品の運送取扱い
岡山化成株式会社	50百万円	100%	化学製品の製造
サンヨーファイン医理化 テクノロジー株式会社	100百万円	100%	カラム・装置等分析機器の製造
三耀精細化工品銷售 (北京)有限公司	9,498千元	100% (100%)	カラム・装置等分析機器の販売
DAISO Fine Chem USA, Inc.	1米ドル	100%	医薬品精製材料の製造・販売
DAISO Fine Chem GmbH	25千ユーロ	100%	医薬品精製材料、医薬品原薬・ 中間体の販売
大曹化工貿易(上海)有限公司	4,016千元	100% (65%)	機能化学品・電子材料等の輸出入
台灣大曹化工股份有限公司	5,000千NTドル	100% (100%)	機能化学品・電子材料等の輸出入
DAISO CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.	25百万バーツ	100% (65%)	機能化学品・電子材料等の輸出入

(注) 議決権比率欄の( )内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

## 7. 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

部門	主要営業品目
基礎化学品	かせいソーダ、塩酸、液化塩素、塩素ガス、次亜塩素酸ソーダ、亜塩素酸ソーダ、 塩素酸ソーダ、かせいカリ、水素ガス、エピクロロヒドリン、アリルクロライド、 塗料原料、接着剤原料など
機能化学品	アリルエーテル類、エピクロロヒドリンゴム、アクリルゴム、ダップ樹脂、 省エネタイヤ用改質剤、医薬品精製材料、レンズ材料、感光性樹脂、カラーレジスト、 電極、医薬品原薬・中間体、光学活性体、グラスファイバー、資源リサイクルなど
住宅設備ほか	ダップ加工材、住宅関連製品、健康食品、化学薬品の輸送・貯蔵、化学プラント、 環境保全設備建設など

## 8. 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

### (1) 当社

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市
東 京 支 社	東 京 都 千 代 田 区
研 究 セ ン タ ー	尼 崎 市

名 称	所 在 地
小 倉 工 場	北 九 州 市
尼 崎 工 場	尼 崎 市
松 山 工 場	松 山 市
水 島 工 場	倉 敷 市

### (2) 子会社

名 称	所 在 地
ダイソーケミカル株式会社	大阪市、東京都千代田区ほか
ダイソーエンジニアリング株式会社	大阪市ほか
サンヨーファイン株式会社	大阪市、坂井市（福井県）ほか
株式会社ジェイ・エム・アール	尼崎市
D S ロジスティクス株式会社	尼崎市ほか
岡山化成株式会社	大阪市、倉敷市（岡山県）
サンヨーファイン医理化学テクノロジー株式会社	京都市
三耀精細化工品銷售（北京）有限公司	北京市（中国）ほか
DAISO Fine Chem USA, Inc.	カリフォルニア州（アメリカ）
DAISO Fine Chem GmbH	デュッセルドルフ市（ドイツ）
大曹化工貿易（上海）有限公司	上海市（中国）
台灣大曹化工股份有限公司	台北市（台湾）
DAISO CHEMICAL(THAILAND) CO.,LTD.	バンコク市（タイ）

## 9. 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

部 門	従業員数
基 礎 化 学 品	282 <sup>名</sup>
機 能 化 学 品	460
住 宅 設 備 ほ か	55
全 社 共 通	134
合 計	931

（注） 当社の従業員数は591名です。

## 10. 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,760 <sup>百万円</sup>
株 式 会 社 福 岡 銀 行	2,400
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,120
株 式 会 社 伊 予 銀 行	1,420
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	360

（注）株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

## II. 当社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 60,000,000株
2. 発行済株式の総数 25,052,432株（うち自己株式 2,465,710株）
3. 株主数 4,984名
4. 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,060 <sup>千株</sup>	4.69%
野 村 證 券 株 式 会 社	890	3.94
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	876	3.88
株 式 会 社 福 岡 銀 行	822	3.64
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	768	3.40
株 式 会 社 伊 予 銀 行	748	3.31
帝 人 株 式 会 社	678	3.00
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	670	2.96
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	669	2.96
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	637	2.82

- （注）1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（2,465,710株）を控除して計算しております。
2. 平成29年10月1日付で単元株式数の変更（1,000株から100株）および株式併合（5株を1株に併合）を実施しております。
3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

### Ⅲ. 当社の新株予約権等に関する事項

その他新株予約権等に関する重要な事項（平成30年3月31日現在）

新株予約権付社債に付された新株予約権

発行決議の日	平成26年7月4日	平成29年9月4日
新株予約権の数	3,824個	10,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,670,598株	2,906,976株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権付社債の残高	3,824百万円	10,000百万円

#### IV. 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役および監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

氏名	地位	担当等	重要な兼職の状況
佐藤 存	代表取締役 会長		
寺田 健志	代表取締役 社長執行役員	経営戦略本部長	
赤松 伸一	取締役 常務執行役員	経営戦略本部副本部長 機能材事業部副事業部長	サンヨーファイン株式会社 代表取締役社長 三耀精細化工品銷售（北京） 有限公司 董事長
堀 登	取締役 上席執行役員	東京支社長	ダイソーケミカル株式会社 代表取締役社長
古川 喜朗	取締役 上席執行役員		サンヨーファイン株式会社 常務取締役
福島 功	取締役		
二村 文友	取締役		月島機械株式会社 社外取締役
瀬川 恭史	常勤監査役		
谷口 隆治	常勤監査役		
森 真二	監査役		弁護士 ダイドーグループホールディング ス株式会社 社外取締役

(注) 1. 当事業年度中に次のとおり取締役の異動がありました。

- (1)平成29年6月29日付で、佐藤 存氏は代表取締役会長に選任され、就任しました。
- (2)平成29年6月29日付で、寺田健志氏は代表取締役社長執行役員に選任され、就任しました。
2. 取締役 福島 功氏および二村文友氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役 谷口隆治氏および森 真二氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役 谷口隆治氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有するものであります。
5. 監査役 森 真二氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の法的知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役 福島 功氏、二村文友氏および監査役 森 真二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## 2. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	7 <sup>名</sup>	172 <sup>百万円</sup>	うち社外取締役2名 15百万円
監 査 役	3	36	うち社外監査役2名 20百万円
合 計	10	209	

(注) 1. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。

2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金54百万円（取締役46百万円、社外取締役2百万円、監査役2百万円、社外監査役3百万円）が含まれております。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 各社外役員の重要な兼職の状況および主な活動状況

社外取締役 福島 功氏

同氏は、他の法人等との兼職はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全23回中23回に出席したほか重要な会議に出席し、主に経営者としての豊富な経験・見地から、適宜、発言を行っております。

社外取締役 二村 文友氏

同氏は、月島機械株式会社の社外取締役であり、当社と同社との間には特別な関係はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全23回中23回に出席したほか重要な会議に出席し、主に経営者としての豊富な経験・見地から、適宜、発言を行っております。

社外監査役 谷口 隆治氏

同氏は、他の法人等との兼職はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全23回中23回、監査役会全14回中14回に出席したほか重要な会議に出席し、主に金融機関を通じて培った知識・見地から、適宜、発言を行っております。

社外監査役 森 真二氏

同氏は、ダイドーグループホールディングス株式会社の社外取締役であり、当社と同社との間には特別な関係はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全23回中21回、監査役会全14回中13回に出席したほか重要な会議に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜、発言を行っております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令によって定められた限度額であります。

## V. 会計監査人に関する事項

### 1. 名称

新日本有限責任監査法人

### 2. 報酬等の額

区 分	支 払 額
当社が支払うべき報酬等の額（注）2.	36
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（注）3.	42

- (注) 1. 監査役会は、監査計画における監査体制・監査時間、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠の相当性などを確認し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務等に関する調査業務ほかの対価の支払額を含んでおります。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

## VI. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

内部統制システム構築の基本方針の当社取締役会決議およびその運用状況の概要は、次のとおりです。

### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、コンプライアンス・プログラムを制定し、具体的な行動規範として、行動指針および行動基準を制定し、当社および当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）の全役職員に対し周知徹底を図っている。
- (2) コンプライアンス体制の整備および維持を図るために社長直轄のコンプライアンス委員会を設置し、さらに、専門委員会として情報管理委員会、公正取引管理委員会、貿易委員会を設置し、専門的な法律問題に対応する体制を確立している。また、コンプライアンス体制の一層の充実を図るため、コンプライアンス委員会および専門委員会には弁護士を社外委員として招聘し、法的意見を適宜求める体制となっている。
- (3) 取締役は、当社グループにおける企業倫理の遵守を率先して行う。
- (4) 内部監査部門として執行部門から独立した社長直轄の内部監査室を置き、業務監査規定に基づき、業務監査および監査報告を行う。
- (5) 法令違反その他コンプライアンス違反については、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益な取扱いを行わない旨等を規定する内部通報規定に基づき、コンプライアンス委員会の相談窓口および社外の弁護士を通報窓口とする内部通報システムの運用により対応する体制となっている。
- (6) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを拒絶する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会規則、文書管理規定等に基づき、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報を含んだ文書を、適切に保存および管理している。

### 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 当社は、環境保全、保安防災、労働安全および化学品安全に配慮し、危機管理基本規定を定め、危機対応規定およびRC委員会規定により危機管理体制を構築している。
- (2) 当社は、主要なリスクとして、災害リスク、生産・製造リスク、情報管理リスク、情報システムに関するリスクおよび財務に関するリスクを認識する。
- (3) 災害リスクに対しては、危機管理基本規定および危機対応規定に基づき対策本部を設置し、迅速な対応を行う。生産・製造リスクに対しては、RC委員会、生産技術本部および品質保証委員会がそれぞれ対応する。情報管理リスクに対しては、情報管理委員会が対応し、情報管理基本規定に基づいて、企業情報と個人情報の適切な取扱いとその監視を行う。情報システムに関するリスクに対しては、情報システム部が関係所轄部署と共同して対応する。財務に関するリスクに対しては、経理規定、業務分掌、職務権限規定等に基づいて、内部牽制、相互チェックを行う。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 業務執行の迅速化と責任の明確化を図るため執行役員制度を導入し、取締役会が決定した経営戦略および意思決定に基づき、執行役員に委任した業務領域において、取締役会および取締役の監督のもと、迅速な業務執行を行わせる。
- (2) 取締役の職務の執行は、取締役会規則、業務分掌、職務権限規定、稟議規定等において、各取締役の権限および執行手続の詳細が規定されており、各取締役はこれらの規定に基づき職務を執行する。
- (3) 取締役会は原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催され、機動的な運用が図られている。
- (4) 取締役の職務執行上、重要な事項については、代表取締役への諮問機関として取締役を中心に構成される経営会議に付議され、代表取締役の意思決定が的確に理解、実行される。
- (5) 中期経営計画および各年度予算が策定され、当社グループ全体および各社の目標を明確にするとともに、進捗状況を定期的に確認することにより、取締役の職務執行の効率性を確保する。

### 5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、関係会社経営管理基本方針を定め、子会社管理規定および子会社管理基準に従い子会社経営の管理を行う。
- (2) 当社は、業務監査規定に基づき当社グループ各社に対する監査を行い、当社グループの業務の適正を確保するための体制を構築する。
- (3) 当社は、当社グループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築する。

- (4) 当社は、当社グループ内の意思疎通を図り、協調、協力を促進するため、必要に応じて当社グループ各社役員と連絡会議を開催する。
- (5) 取締役は、当社グループにおいて、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な違反事実を発見した場合には、取締役会、監査役およびコンプライアンス委員会に報告するものとし、当社グループにおける業務の適正を確保する。
- (6) 当社は、子会社管理規定に基づき、当社グループ各社から定期的な業務報告を受けるとともに、必要時に都度、報告を受ける。また、業務監査規定に基づき、当社グループのリスク管理の状況について監査を行う。

## 6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現時点では、監査役職務を補助すべき使用人は置いていないが、監査役要請があった場合には、監査役と協議の上、独立性を有する使用人を配置する。当該使用人は他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

## 7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役による監査の実効性を確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役および使用人は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な違反事実について監査役に報告する。
- (2) 当社グループの使用人は、内部通報システムを利用し、コンプライアンス委員会等を通じて監査役へ報告することができ、監査役は、必要に応じて使用人に対し報告を求めることができる。
- (3) 監査役は、監査役会規則に基づき、必要に応じて、取締役に対し報告を求めることができる。
- (4) 監査役は、取締役の職務執行状況の把握および監視を行うため、取締役会ほか重要な会議に出席することができ、当社グループ各社に対し定期的に報告を求めることができる。
- (5) 監査役は、監査の実効性を確保するため、内部監査室および会計監査人と緊密に連携をとり、監査成果の達成を図る。
- (6) 監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの全役職員に周知徹底する。
- (7) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の請求をしたときは、当該請求にかかる費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当該費用を負担する。

## 8. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社では、コンプライアンス委員会および専門委員会（情報管理委員会、貿易委員会、公正取引管理委員会）を年2回開催し、当社グループにおけるコンプライアンスについて調査、監督を行っている。  
また、当社は、当社グループの役員・使用人に対するコンプライアンス教育を適宜実施している。  
内部監査室は、当社およびグループ各社に対する内部監査を実施し、業務監査結果については代表取締役および監査役会に、財務報告に係る内部統制監査の結果については経営会議および取締役会に、それぞれ年1回報告をしている。
- (2) 当社では、RC委員会を年2回、品質保証委員会を年1回それぞれ開催し、当社グループにおける環境保全、保安防災、労働安全および生産・製造リスクについて、情報収集、分析および評価を行っている。
- (3) 当事業年度において取締役会を23回開催し、法令、定款および取締役会規則に定められた経営上重要な事項の決定および業務執行の監督を行った。また、経営会議を適宜開催し、職務執行上、重要な事項についての代表取締役の意思決定の理解、浸透を図っている。
- (4) 当社グループ各社は、内部監査室による内部監査を受けるほか、月1回取締役会および監査役にその業務状況の報告を行っている。
- (5) 当事業年度においては監査役会を14回開催し、監査方針等の監査役の職務に関する決定を行うとともに、監査役相互間の情報共有を図っている。  
また、監査役は、取締役会ほか重要な会議への出席ならびに経営上重要な事項について当社グループの取締役・使用人からの報告および調査等を行い、取締役の職務執行の状況を把握、監査している。  
さらに、内部監査室および会計監査人と定期的に情報交換する等、緊密に連携をとり、監査の実効性確保を図っている。

## Ⅶ. 会社の支配に関する基本方針

### 1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図ることを目的とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大規模買付行為が行われる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、当社株式を売却されるかは、最終的には当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきであると考えています。そして、大規模買付行為が行われようとする場合に、当社株主のみなさまに適切な判断をしていただくためには、当社取締役会を通じ、大規模買付行為に関する十分な情報の提

供を受けた上、十分検討されることが必要と考えます。

しかしながら、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合（以下、「濫用的買収」といいます。）に対しては、当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることが必要であると考えます。

## 2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、創業以来一貫して研究開発型の化学会社を志向しており、事業分野も創業時から取り扱っている基礎化学品事業、市場シェアの高い高付加価値を有する機能化学品事業ならびに住宅設備等の事業など、製造から販売に至るまで多岐にわたる事業展開を行い、企業価値の安定的かつ継続的な維持・向上に努めております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実是最も重要な課題と認識しており、監査役機能の重視、内部統制システムの構築・推進、コンプライアンス委員会活動の強化などの施策を推進しております。

## 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより当社株主共同の利益を図ることを目的とした「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）について、平成29年5月9日開催の取締役会において、株主のみなさまのご承認を条件として、一部変更の上、継続することを決議し、平成29年6月29日開催の当社第162回定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただきました。

本プランは、大規模買付行為が一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に基づき行われるべきことを定めております。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主のみなさまの判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

次に、当社取締役会は、大規模買付情報に基づいて大規模買付行為に対し、評価、検討、交渉、意見形成、代替案の立案を行います。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合には、原則として具体的対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が、グリーンメーラー等の濫用的買収に該当する場合に対しては、当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。その判断については、客観性および合理性を担保するため、社外取締役、社外監査役、独立の外部有識者等から構成される独立委員会の意見を最大限尊重しつつ、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かを決定することといたします。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合には、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める具体的対抗措置を取ります。この場合、当社株主のみならずが法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることはありません。なお、具体的対抗措置の是非等に関する最終的判断については、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重しつつ、決定することといたします。

本プランの有効期間は、平成29年6月29日開催の当社第162回定時株主総会終結の時から平成32年6月開催予定の第165回定時株主総会終結の時までとなっております。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社の企業価値および当社株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止される場合があります。

#### 4. 上記各取組みに対する取締役会の判断およびその理由

##### (1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の各施策は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図るための具体的方策として策定されたものです。したがって、当社施策は基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

##### (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足しております。したがって、本プランは、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

なお、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の詳細につきましては、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.osaka-soda.co.jp/>）をご参照ください。

## Ⅷ. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主のみなさまに対する利益配分を重要な責務と考えており、配当につきましては、各期の業績と今後の事業展開に備えるための内部留保を勘案し決定することを基本としております。また、安定性についても重要であると考えております。

---

(ご参考) 本事業報告中、百万円単位の金額および千株単位の株数は、それぞれ単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>66,768</b>	<b>流動負債</b>	<b>33,206</b>
現金及び預金	13,493	支払手形及び買掛金	15,522
受取手形及び売掛金	27,710	短期借入金	8,880
電子記録債権	3,845	一年内返済予定の長期借入金	800
有価証券	10,499	未払法人税等	1,444
商品及び製品	6,155	未払金	3,261
仕掛品	1,608	賞与引当金	792
原材料及び貯蔵品	1,938	その他	2,505
繰延税金資産	707	<b>固定負債</b>	<b>21,430</b>
その他	811	新株予約権付社債	13,824
貸倒引当金	△2	リース債務	1,202
<b>固定資産</b>	<b>48,823</b>	繰延税金負債	2,763
<b>有形固定資産</b>	<b>23,595</b>	役員退職慰労引当金	611
建物及び構築物	6,819	退職給付に係る負債	3,004
機械装置及び運搬具	10,716	資産除去債務	24
土地	2,306		
リース資産	948	<b>負債合計</b>	<b>54,637</b>
建設仮勘定	2,317		
その他	486	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>1,599</b>	<b>株主資本</b>	<b>52,938</b>
のれん	975	資本金	13,970
ソフトウェア	432	資本剰余金	12,487
その他	191	利益剰余金	31,517
<b>投資その他の資産</b>	<b>23,627</b>	自己株式	△5,037
投資有価証券	22,684	その他の包括利益累計額	8,015
長期貸付金	43	その他有価証券評価差額金	8,332
繰延税金資産	168	繰延ヘッジ損益	△40
その他	737	為替換算調整勘定	41
貸倒引当金	△6	退職給付に係る調整累計額	△317
<b>資産合計</b>	<b>115,591</b>	<b>純資産合計</b>	<b>60,953</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>115,591</b>

# 連結損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	101,231
売上原価	81,417
売上総利益	19,814
販売費及び一般管理費	12,495
営業利益	7,318
営業外収益	
受取利息及び配当金	385
その他の	115
営業外費用	
支払利息	125
その他の	208
経常利益	7,485
特別利益	
固定資産売却益	106
特別損失	
固定資産除却損	568
減損損失	97
税金等調整前当期純利益	6,924
法人税、住民税及び事業税	2,035
法人税等調整額	110
当期純利益	4,778
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	4,778

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,882	9,399	27,964	△1,670	46,576
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	3,087	3,087			6,175
剰 余 金 の 配 当			△1,224		△1,224
親会社株主に帰属 する当期純利益			4,778		4,778
自己株式の取得				△3,366	△3,366
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	3,087	3,087	3,553	△3,366	6,362
当 期 末 残 高	13,970	12,487	31,517	△5,037	52,938

項 目	その他の包括利益累計額					純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	6,481	△13	24	△342	6,149	52,725
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						6,175
剰 余 金 の 配 当						△1,224
親会社株主に帰属 する当期純利益						4,778
自己株式の取得						△3,366
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)	1,851	△26	16	25	1,866	1,866
当 期 変 動 額 合 計	1,851	△26	16	25	1,866	8,228
当 期 末 残 高	8,332	△40	41	△317	8,015	60,953

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>53,268</b>	<b>流動負債</b>	<b>27,492</b>
現金及び預金	12,487	電子記録債権	358
受取手形	2,614	買掛金	10,497
電子記録債権	3,036	短期借入金	8,880
売掛金	14,875	一年内返済予定の長期借入金	800
有価証券	10,499	未払金	3,564
商品及び製品	5,072	未払費用	1,015
仕掛品	786	賞与引当金	587
原材料及び貯蔵品	1,061	未払法人税等	1,118
前払費用	195	預り金	531
繰延税金資産	475	その他	138
立替金	2,031	<b>固定負債</b>	<b>20,696</b>
その他の金	137	新株予約権付社債	13,824
貸倒引当金	△6	リース債務	1,201
<b>固定資産</b>	<b>50,675</b>	繰延税金負債	2,810
<b>有形固定資産</b>	<b>22,752</b>	退職給付引当金	2,270
建物	5,284	役員退職慰労引当金	590
構築物	1,284	<b>負債合計</b>	<b>48,188</b>
機械及び装置	10,582	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	397	<b>株主資本</b>	<b>47,636</b>
土地	1,790	資本金	13,970
リース資産	1,142	資本剰余金	12,487
建設仮勘定	2,255	資本準備金	12,481
その他	15	その他資本剰余金	6
<b>無形固定資産</b>	<b>466</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>26,215</b>
ソフトウェア	421	利益準備金	1,202
ソフトウェア仮勘定	34	その他利益剰余金	25,013
その他	10	固定資産圧縮積立金	474
<b>投資その他の資産</b>	<b>27,456</b>	別途積立金	5,114
投資有価証券	20,667	繰越利益剰余金	19,424
関係会社株式	6,016	<b>自己株式</b>	<b>△5,037</b>
関係会社出資	33	評価・換算差額等	8,118
その他	741	その他有価証券評価差額金	8,155
貸倒引当金	△2	繰延ヘッジ損益	△36
		<b>純資産合計</b>	<b>55,755</b>
<b>資産合計</b>	<b>103,943</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>103,943</b>

# 損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	66,117
売 上 原 価	50,234
売 上 総 利 益	15,882
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	9,275
営 業 利 益	6,606
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	403
そ の 他	498
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	142
そ の 他	798
経 常 利 益	6,568
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	106
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	568
減 損 損 失	97
税 引 前 当 期 純 利 益	6,007
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,647
法 人 税 等 調 整 額	119
当 期 純 利 益	4,240

# 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)  
(平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本										株主資本合 計
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金				自己株式		
		資 本 準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利 益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
					固定資産圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	10,882	9,393	6	9,399	1,202	474	5,114	16,409	23,200	△1,670	41,812
当 期 変 動 額											
新 株 の 発 行	3,087	3,087		3,087							6,175
剰 余 金 の 配 当								△1,224	△1,224		△1,224
当 期 純 利 益								4,240	4,240		4,240
自 己 株 式 の 取 得										△ 3,366	△ 3,366
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)											
当 期 変 動 額 合 計	3,087	3,087	-	3,087	-	-	-	3,015	3,015	△ 3,366	5,823
当 期 末 残 高	13,970	12,481	6	12,487	1,202	474	5,114	19,424	26,215	△5,037	47,636

項 目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	6,374	△13	6,361	48,174
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				6,175
剰 余 金 の 配 当				△1,224
当 期 純 利 益				4,240
自 己 株 式 の 取 得				△3,366
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1,780	△23	1,757	1,757
当 期 変 動 額 合 計	1,780	△23	1,757	7,581
当 期 末 残 高	8,155	△36	8,118	55,755

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

株式会社大阪ソーダ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小竹 伸幸 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 智英 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大阪ソーダの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大阪ソーダ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

株式会社大阪ソーダ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小竹 伸幸 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 智英 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大阪ソーダの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第163期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第163期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月7日

株式会社大阪ソーダ 監査役会  
常勤監査役 瀬川 恭史 ㊟  
常勤社外監査役 谷口 隆治 ㊟  
社外監査役 森 真二 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>さとう たもつ 佐藤 存 (昭和16年7月20日生)</p> <p>[再任]</p>	<p>昭和39年4月 当社入社 平成8年6月 当社取締役経営企画室長、管理部長、営業企画部長 平成12年6月 当社常務取締役経営企画室・人事部・管理部・情報システム部担当 平成14年4月 当社常務取締役管理本部長、経営企画室担当 平成15年6月 当社代表取締役社長 平成22年6月 当社代表取締役社長執行役員 平成29年6月 当社代表取締役会長 (現在に至る)</p>	28,372株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>平成15年6月に当社代表取締役社長就任後、5回にわたる中期経営計画の策定により業績拡大に貢献し、平成29年6月に当社代表取締役会長就任後は、最高経営責任者として、豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップにより当社グループを牽引しており、当社グループの企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	てらだ けんし 寺田 健志 (昭和40年12月10日生)  [再任]	昭和63年4月 当社入社 平成24年6月 当社執行役員営業本部化学品事業部副事業部長 平成24年10月 当社執行役員営業本部化学品事業部長 平成25年3月 当社執行役員機能材事業部副事業部長、東京支社長 平成26年4月 当社執行役員経営企画室長 平成26年6月 当社取締役上席執行役員経営戦略本部長 平成26年11月 当社取締役上席執行役員機能材事業部長 平成27年6月 当社取締役常務執行役員経営戦略本部長、機能材事業部担当 平成28年7月 当社取締役常務執行役員機能材事業部長 平成29年4月 当社取締役常務執行役員機能材事業部担当 平成29年6月 当社代表取締役社長執行役員 平成29年10月 当社代表取締役社長執行役員経営戦略本部長 (現在に至る)	5,200株
[取締役候補者とした理由] 化学品事業部長、機能材事業部長、経営戦略本部長などを歴任、海外駐在の実績を基に、平成29年6月に当社代表取締役社長就任後は、豊富な経験に基づく強いリーダーシップを発揮し、業績向上に取り組んでおり、当社グループのグローバル化の推進、企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	あかまつ しんいち 赤松伸一 (昭和26年11月22日生)  [再任]	昭和50年4月 旭硝子株式会社入社 平成11年7月 THASCOケミカル株式会社副社長 平成13年12月 北海道曹達株式会社代表取締役専務 平成17年12月 同社代表取締役社長 平成26年7月 当社執行役員機能材事業部副事業部長 サンヨーファイン株式会社代表取締役社長 平成27年4月 当社執行役員経営戦略本部副本部長、機能材事業部副事業部長 サンヨーファイン株式会社代表取締役社長 平成27年6月 当社取締役上席執行役員経営戦略本部副本部長、機能材事業部副事業部長 サンヨーファイン株式会社代表取締役社長 平成27年10月 当社取締役常務執行役員経営戦略本部副本部長、機能材事業部副事業部長 サンヨーファイン株式会社代表取締役社長 平成29年12月 当社取締役常務執行役員経営戦略本部副本部長、機能材事業部副事業部長 サンヨーファイン株式会社代表取締役社長 三耀精細化工品銷售(北京)有限公司董事長 (現在に至る)  (重要な兼職の状況) サンヨーファイン株式会社代表取締役社長 三耀精細化工品銷售(北京)有限公司董事長	3,700株
[取締役候補者とした理由] 化学会社の経営者としての豊富な経験と実業界への幅広い見識を有し、また、機能材事業部および当社グループ会社の経営に携わっており、その豊富な経験と実績を活かすことにより、当社グループの企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	ほりのぼる 堀 登 (昭和34年2月17日生)  [再任]	昭和57年4月 野村貿易株式会社入社 平成21年7月 ダイソーケミカル株式会社取締役化学品副事業部長 平成22年6月 当社執行役員 ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長 平成24年9月 当社執行役員 ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長 株式会社インパックス(現ダイソーケミカル株式会社)代表取締役社長 平成26年6月 当社取締役上席執行役員 ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長 平成26年10月 当社取締役上席執行役員化学品事業部長、国内営業所担当 平成28年2月 当社取締役上席執行役員化学品事業部長、東京支社長 平成28年12月 当社取締役上席執行役員東京支社長 ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長(現在に至る) (重要な兼職の状況) ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長	1,600株
[取締役候補者とした理由] 当社グループ会社社長、化学品事業部長などを歴任し、また、海外駐在の経験もあり、その豊富な経験と実績を活かすことにより、当社グループのグローバル化の推進、企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	ふるかわ よしろう 古川 喜朗 (昭和33年10月27日生) [再任]	昭和62年4月 当社入社 平成17年6月 当社理事研究開発本部研究所長 平成20年4月 当社理事研究開発本部長兼研究所長 平成20年6月 当社取締役研究開発本部長兼研究所長 平成20年11月 当社取締役研究開発本部長兼研究所長、 ファインケミカル事業部副事業部長、 海外事務所統括補佐 平成21年4月 当社取締役ファインケミカル事業部長、 海外事務所統括補佐 平成21年7月 当社取締役海外事務所統括補佐 サンヨーファイン株式会社常務取締役 平成22年6月 当社執行役員 サンヨーファイン株式会社常務取締役 平成27年6月 当社執行役員R&D本部担当 サンヨーファイン株式会社常務取締役 平成28年4月 当社執行役員経営戦略本部長、R&D本 部担当 サンヨーファイン株式会社常務取締役 平成28年6月 当社取締役上席執行役員経営戦略本 部長、R&D本部担当 サンヨーファイン株式会社常務取締役 平成29年10月 当社取締役上席執行役員 サンヨーファイン株式会社常務取締役 (現在に至る)	6,100株
[取締役候補者とした理由] 研究所長、ファインケミカル事業部長、経営戦略本部長、当社グループ会社常務取締役などを歴任し、その豊富な経験と実績を活かすことにより、当社グループの企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	ふくしま いさお 福島 功 (昭和16年11月26日生)  [再任] [社外]	昭和39年4月 株式会社小西儀助商店（現コニシ株式会社）入社 平成10年6月 コニシ株式会社取締役 平成15年6月 同社常務取締役 平成16年4月 同社代表取締役社長 平成21年6月 同社代表取締役会長 平成24年6月 同社相談役 平成24年6月 当社社外監査役 平成27年6月 当社社外取締役 (現在に至る)	800株
[社外取締役候補者とした理由] 化学会社の経営者としての豊富な経験と実業界への幅広い見識ならびに当社社外監査役および当社社外取締役としての経験を当社の経営に反映していただくことにより、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	ふたむら おんゆう 二村文友 (昭和22年1月9日生)  [再任] [社外]	昭和47年4月 新日本製鐵株式会社(現新日鐵住金株式会社)入社 平成13年6月 同社取締役 平成18年4月 同社常務取締役 平成18年6月 同社常務執行役員 平成19年4月 同社副社長執行役員 平成19年6月 同社代表取締役副社長 平成21年4月 同社取締役 平成21年6月 新日鐵化学株式会社(現新日鉄住金化学株式会社)代表取締役社長 平成25年6月 同社取締役相談役 平成26年4月 同社相談役 平成27年6月 月島機械株式会社社外取締役 平成27年6月 当社社外取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 月島機械株式会社社外取締役	1,900株
[社外取締役候補者とした理由] 鉄鋼および化学会社の経営者としての豊富な経験と実業界への幅広い見識および当社社外取締役としての経験を当社の経営に反映していただくことにより、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福島 功氏、二村文友氏は社外取締役候補者であります。
3. 福島 功氏、二村文友氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。なお、福島 功氏は、当社の社外取締役就任前の3年間、当社の社外監査役でありました。
4. 当社は、福島 功氏、二村文友氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
5. 当社は、福島 功氏、二村文友氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任をご承認いただきました場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は法令によって定められた限度額であります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 森 真二氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
もり しんじ 森 真二 (昭和21年5月22日生)  [再任] [社外]	昭和49年4月 横浜地方裁判所判事補任官 昭和59年4月 大分地方・家庭裁判所判事 昭和61年4月 京都地方・家庭裁判所判事 平成元年5月 大阪弁護士会登録 中央総合法律事務所（現弁護士法人中央総合法律事務所）入所 平成22年6月 当社社外監査役 (現在に至る)  (重要な兼職の状況) ダイドーグループホールディングス株式会社社外取締役	5,500株
[社外監査役候補者とした理由] 法曹としての専門的見識・経験と経営に関する高い見識に基づき、社外監査役として中立かつ客観的な視点から監査を行っていただくことにより、当社グループの経営の健全性確保への貢献が期待できることから、引き続き監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森 真二氏は、社外監査役の要件を備えた候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 森 真二氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 当社は、森 真二氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任をご承認いただきました場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は法令によって定められた限度額であります。

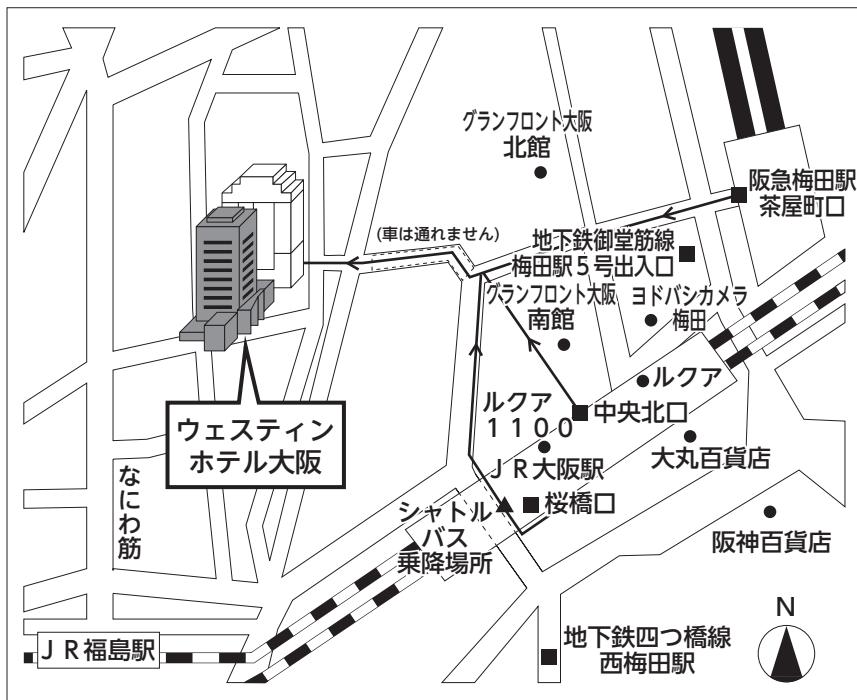
以 上



## 株主総会会場ご案内図

会 場 〒531-0076 大阪市北区大淀中一丁目1番20号  
ウェスティンホテル大阪 4階 花梨の間  
電話 06-6440-1111

(会場案内図)



- JR「大阪駅」中央北口（2階）より徒歩7分
- 阪急「梅田駅」茶屋町口より徒歩9分
- 地下鉄御堂筋線「梅田駅」5号出口より徒歩9分
- JR「大阪駅」桜橋口西側高架下より無料シヤトルバス運行  
(9時台10分間隔で運行、5～10分でホテル玄関に到着)

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。